

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年 6 月 5 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

児童等以外の小児の医療費の助成について、入院に係る医療に限っていた助成範囲を入通院に係る医療に拡大するとともに、所得制限を廃止するため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成 24 年葉山町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 2 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とする。

第 3 条第 1 項中「( 児童等以外の小児にあつては入院に係る医療に限る。)」を削り、同条中第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条第 1 項中「児童等」を「小児」に改め、同条第 3 項を削る。

第 6 条中「児童等」を「小児」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町小児の医療費の助成に関する条例（次項において「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

##### （準備行為）

- 3 改正後条例第 6 条の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

児童等(満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者)以外の小児(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の課程を卒業又は修了する日の属する月の末日までにある者)の医療費の助成について、入院に係る医療に限っていた助成範囲を入通院に係る医療に拡大するとともに、所得制限を廃止することとした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 児童等の定義並びに児童等以外の小児に係る助成範囲の限定及び所得制限の規定を削ることとした。
- ( 2 ) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、次の( 3 )については、同年 10 月 1 日から施行することとした。
- ( 2 ) この条例による改正後の条例(以下「改正後条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとした。
- ( 3 ) 改正後条例により新たに医療費助成の対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

葉山町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町小児の医療費の助成に関する条例 平成24年7月2日条例第16号</p> <p>(用語の定義) 第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者が当該小児を養育しているものとみなす。</p> <p>5 (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p>	<p>葉山町小児の医療費の助成に関する条例 平成24年7月2日条例第16号</p> <p>(用語の定義) 第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「児童等」とは、小児のうち満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者が当該小児を養育しているものとみなす。</p> <p>6 (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(児童等以外の小児にあっては入院に係る医療に限る。)に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童等以外の小児についての医療費の助成は、当該小児が医療に関する給付を受けた日の属する年の前年(1月1日から6月30日までの間に給付を受けた医療にあっては前々年)の対象者の所得が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない18歳に満たない者であって当該所得があった年の12月31日において当該対象者により生計を維持していたものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のと</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次に掲げる小児に係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 <u>小児</u>の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 <u>小児</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>	<p><u>き</u>は行わない。</p> <p>3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>4 第1項に規定する小児の疾病又は負傷には、次に掲げる小児に係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 <u>児童等</u>の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>児童等</u>を除く小児の医療費の助成は、町長が助成する額を直接対象者に支払うことによって行うものとする。</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 <u>児童等</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>